一　一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における当該資産
二　前項第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法により包装した一般物品（前号に掲げる資産を除く。）

第十八条第五項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第二項第四号又は第五号の規定による書類の提出は、これらの規定に規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六項及び第十四項において同じ。）（当該書類の記載事項を記録したものに限る。）の提供によつてすることができる。

第十八条第六項中「同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類（同項第二号に定める方法により旅券等に貼付けを受けた同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類を含む。）を提出しなければ」を「その所持する旅券等を提示しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第二項第一号から第三号までの規定により同項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報の提供を受けた市中輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報（免税対象物品を購入する非居住者から提供を受けた同号ロに規定する旅券等に記載された情報及びその非居住者の免税対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録をいう。以下この条、次条第二項第二号イ及び第十八条の四において同じ。）を、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により、免税販売手続（法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続をいう。次条及び第十八条の三において同じ。）の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

7　前項の場合において、同項の規定により購入記録情報を提供する市中輸出物品販売場を経営する事業者は、国税庁長官の定める方法により、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

8　市中輸出物品販売場を経営する事業者は、第六項の規定による購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかつた場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに当該購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならない。

9　国税庁長官は、第六項の規定により購入記録情報の提供を受けたとき（第十八条の四第一項前段の規定により購入記録情報の提供を受けたときを含む。）は、当該購入記録情報を税関長に提供するものとする。

第十八条第十三項中「第二項各号」を「第二項第一号ロの規定により提供する同号ロに規定する旅券等に記載された情報に関する事項、同項第四号及び第五号の規定により提出するこれらの規定」に改め、「記載事項」の下に「、第六項の規定により提供すべき購入記録情報に関する事項」を加え、「第六項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12　法第八条第一項に規定する政令で定める場合は、第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に定める方法により免税対象物品の譲渡を行う場合（同号に定める方法により一般物品の譲渡を行う場合を除く。）とする。

13　法第八条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する一般物品　五千円

二　その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品　五千円

三　その合衆国軍隊の構成員等に対して、同一の基地内輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品　五千円

14　法第八条第二項に規定する書類又は電磁的記録は、第二項第三号ロ及び第四号から第六号までに規定する書類（同項第四号及び第五号に規定する書類にあつては、第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）又は第六項の規定により国税庁長官に提供した購入記録情報（第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）とする。

第十八条第九項の次に次の一項を加える。

10　市中輸出物品販売場を経営する事業者は、当該市中輸出物品販売場において第二項第一号又は第二号に定める方法により免税対象物品を購入する非居住者に対し、当該免税対象物品が輸出するためこれらの規定に定める方法により購入されるものであることその他財務省令で定める事項を説明しなければならない。

第十八条の二第二項第一号中「法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続（以下この条及び次条において「免税販売手続」という。）」を「免税販売手続」に、「第十八条の四」を「第十八条の五」に改め、同項第二号中「及び次条に」を「、次条及び第十八条の四第一項第一号に」に改め、同号イ中「免税販売手続」の下に「（前条第六項の規定による購入記録情報の提供に係るものを除く。）」を加え、同条第七項第三号中「第十項」の下に「若しくは第十八条の四第七項」を加え、「の承認」を「若しくは同条第四項に規定する承認送信事業者の承認」に改め、同条第十項中「及び次条」を「、次条並びに第十八条の四第一項第一号及び第四項第三号」に、「又は同項」を「又は第七項」に改める。

第十八条の三第一項中「第十八条第八項」を「第十八条第十三項」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第二項第五号及び第六号中「書類」とあるのは、「書類（第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされる同項に規定する合算対象輸出物品販売場における購入の事実を付記した書類に限る。）」に改め、同項の表を削る。

第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三の次に次の一条を加える。

第十八条の四　承認送信事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第十八条第六項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る市中輸出物品販売場を経営する事業者のために、同項の規定により行うべき購入記録情報の提供を当該契約に係る市中輸出物品販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該購入記録情報又は当該購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提供し、又は交付するものとする。

一　市中輸出物品販売場を経営する事業者（手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者。次号において同じ。）と当該承認送信事業者との間において、当該承認送信事業者が当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約が締結されていること。

二　当該承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、前号の契約に係る市中輸出物品販売場を経営する事業者との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

2　承認送信事業者は、前項前段の規定により提供した購入記録情報を、財務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

3　第十八条第七項及び第八項の規定は、承認送信事業者が行う第一項前段の規定による購入記録情報の提供について準用する。